


は当然、民事損害賠償の対象になる。交通事故で例えるなら、被害者は事故を起こした車の自賠責保険で治療や休業補償を受け取ることが出来るが、万が一死亡や障害の場合には運転手が損害賠償を行わなければならない。そのため自動車には任意保険が行き届いているが、中小


零細企業で「事故のための損害保険」に加入しているところは少ないのである。

労災認定を勝ち取ったA氏は現在、派遣先に対し安全配慮義務違反で逸失利益などの2,000万円の損害賠償を求めて  交渉を開始している。
(ひょうご労働安全衛生センター)

前6時までの深夜勤務のときは、機械設備のメンテナンスの立会いをしていた。

Mさんには、まず石綿救済法の認定申請の手続きをとってもらい、12月に渋谷労働基準監督署に労災申請を行った。新宿駅南口に近いFレーンの跡地は広大なマンションが建っており、会社も残っていない。約40年前の会社の関係者とも連絡がとれず、調査の難航が予想された。昨年暮れ、体調を崩して再入院することになり、症状もきつくなってきた。

今年2月末、渋谷労基署から休業補償給付の支給決定の通知が届いた。Mさんは、外泊許可をもらい病院近くのホテルで奥様と一晩を過ごされたが、1週間後に旅立たれた。

今回の渋谷労基署のように、中皮腫の労災申請については、短期間の認定調査で支給決定することが求められる。 

(東京労働安全衛生センター)

ボウリング場の石綿被害

埼玉●機械設備の保守点検で曝露

埼玉県内のMさん(男性、71歳)は、2006年9月、自宅近くの診療所で胸水が溜まっているため、都内のある病院を紹介されました。11月に検査入院し胸腔鏡検査を受け、胸膜中皮腫と診断されました。翌月には、右肺全部を摘出する手術を受け、無事退院。その後は通院を続けていたが、徐々に痛みが拡がってきた。

昨年11月、病院の医療ソーシャルワーカーの紹介でご自宅を訪ね、相談を受けた。Mさんは、それまで自営業の便利屋として依頼先の清掃や庭仕事等をしてきたが、もともとはボウリング場のメカニック(機械設備の保守点検)として、1964年から約8年間、渋谷区内のFレーンというボウリング場に勤務していた。

ボウリング場のレーンの裏側の機械室には、防音、耐火被覆材として壁や天井に、石綿が吹き付けられていたことを思い出

してくれた。ボールでピンが跳ね飛ばされるときの衝撃や振動により、吹き付け石綿が飛散し、機械室はたいへんホコリっぽかったそうである。

午前8時から午後9時までの営業時間中、絶えず機械のトラブルで頻繁に機械室に出入りし、午後11時30分から翌日の午

患者と家族の会第5回総会

大阪●原田正純氏が記念講演

6月21日、エル・おおさかにおいて「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の第5回総会が開かれた。全国から81名の参加者(194名の委任状)があり、ひょうご支部からは、14名が参加しました。

質疑応答の中で、会費納入の協力が強く求められた。また、各支部の個性を生かした活動の様子が伝わる報告がされた。

総会の後は、水俣病研究の第一人者である熊本学園大学の原田正純氏から、「水俣からの